

当館におけるビザ申請にあたっての一般的留意事項
その他の国籍の方（UAE・中国国籍以外の方）

【基本事項】

1 短期滞在査証（ビザ）について、90日を超える滞在や、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行うことは認められません。

2 当館で査証（ビザ）申請が可能な申請人は、原則次のとおりです。

（1）ドバイ、シャルジャ、アジュマーン、ウム・ル・カイワイン、ラアス・ル・ハイマ、フジヤイラ首長国に居住し、UAEレジデンスビザを所持している方。

（2）UAEレジデンスビザを有していない場合でも、特例として、イラク在住者、アフガニスタン在住者、シリア在住者及びイエメン在住者の方は当館で申請することができます。

※ アブダビ首長国（アル・アイン市を含む）に居住されている方は、アブダビにある在アラブ首長国連邦大使館で査証（ビザ）申請してください。

3 当館は、Dubai World Trade Centre (DWTC)の28階です。査証（ビザ）の申請受付時間は開館日（日曜日から木曜日）の9時から12時30分まで（ラマダン中は12時まで）で、事前予約は不要です（当館祝祭日のご確認はこちら）。審査期間は通常4開館日ですが、審査状況により4日以上かかる場合がありますので、旅程が決まった時点で早めにご申請ください。査証（ビザ）手数料は、こちらをご参照ください。

4 一般パスポート以外の難民パスポート、渡航書等をお持ちの方は、申請前に当館までパスポートの表紙、顔写真の頁（人定事項）及びUAEレジデンスビザのコピーをe-mailにて送付してください。

5 英語・日本語・アラビア語を話せない方は、通訳を同伴させてください（通訳の方はパスポートを持参してください）。

6 各提出書類は、発行後3ヶ月以内（有効期間の記載がある書類は有効期間内）のものを提出してください。また、申請時に提出した書類は、パスポートを除き返却できません。また、基本書類の他に追加書類の提出をお願いすることがあります。

7 UAEレジデンスビザのステータスがHousewife, Student, Noneの申請者が単独で渡航する場合は、通常の基本書類に加え、下記書類を提出してください。

① 扶養者（配偶者、親、雇用主等）の在職証明書（又は給与証明書）

・扶養者のビザのステータスがフリーゾーンに会社を持つオーナー（PARTNER, Managing Director, Manager, Investor 等）の場合、フリーゾーンからの給与証明書（salary certificate/ income certificate/ Certificate of incumbency）及びトレードライセンスを提出してください。

② 扶養者の銀行ステートメント（過去3ヶ月分）（扶養者が旅費を負担する場合）

③ 身元保証書（扶養者が旅費を負担する場合）

④ 扶養者からのNOC レター

⑤ 扶養者のパスポート及びUAEレジデンスビザのコピー

⑥ 親族関係を証する書類（婚姻証明、出生証明等）

※ Domestic helper, Nanny, 家事使用人が雇用者等に同伴して渡航する場合の必要書類はこちらからご確認ください。

<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/nanny2019.pdf>

8 一定の要件を満たす以下の国籍の方は、数次査証の申請が可能です。
希望する方は、基本書類に加えて以下の書類を提出してください。必要に応じて追加書類を求めることがあります。また、審査の結果、一次査証（ビザ）が付与されることもあり、数次査証の有効期限や滞在期間は外務本省の基準に基づいて決定されます。

(1) フィリピン, インドネシア, ベトナム国籍の方

本ファイル最終頁をご確認ください。

(2) インド国籍の方

<http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/jpnindianmultiple.pdf>

(3) ロシア国籍の方

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000214960.pdf>

(4) ウクライナ, ジョージア, アゼルバイジャン, アルメニア国籍の方

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000214732.pdf>

(5) 太平洋島嶼国（キリバス, サモア, ソロモン, ツバル, トンガ, ナウル, バヌアツ, パプアニューギニア, パラオ, フィジー, マーシャル, ミクロネシア国籍）の方

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000386386.pdf>

(6) サウジアラビア国籍の方で、商用目的での渡航を予定している方

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000386402.pdf>

(7) セントビセント及びグレナディーン諸島国籍の方で、商用目的での渡航を予定している方

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000404230.pdf>

(8) セントクリストファー・ネーヴィス国籍の方で、商用目的での渡航を予定している方

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000433689.pdf>

(9) エクアドル国籍の方で、商用目的での渡航を予定している方

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000404228.pdf>

(10) コロンビア国籍の方で、商用目的での渡航を予定している方

<https://www.mofa.go.jp/files/000442761.pdf>

「短期滞在」ビザ申請のための提出基本書類一覧表
「短期商用等」

目渡航	会議出席, 商用(業務連絡, 商談, 宣伝, アフターサービス, 市場調査等), 文化交流, スポーツ交流, , 中古車・中古家電関連 ※UAE国籍や中国国籍以外の方の基本書類です
提出書類	ビザ申請人が準備するもの
	<input type="checkbox"/> ① パスポート(原本, 査証欄の余白が2頁以上あるもの) <input type="checkbox"/> ② パスポートコピー <input type="checkbox"/> ③ UAEレジデンスビザコピー((GCC諸国籍の方はエミレーツIDコピー) <input type="checkbox"/> ④ 査証申請書1枚(ロシア, CIS諸国, ジョージア人の方は2枚) <u>(英語(QRコード付き))</u> <u>(英語(手書き用))</u> <u>(記入例)</u> <input type="checkbox"/> ⑤ 写真1枚(ロシア, CIS諸国, ジョージア人の方は2枚) <ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月以内に撮影された無背景のものがが必要です。写真はホッチキスで留めずにのり付けしてください。 <input type="checkbox"/> ⑥ 航空券の予約確認書コピー(eチケット) <input type="checkbox"/> ⑦ 申請人の在職証明書(原本) <ul style="list-style-type: none"> 会社の印, 責任(担当)者の署名(署名者の氏名・役職含む)を記載して下さい。 役職, 渡航目的, 渡航経費負担の有無の記載が必要です。特に指定のフォーマットはありません。 フリーゾーンに会社を持つINVESTORまたはPARTNER(OWNER)は, フリーゾーンからのNOC(渡航同意書)も併せてご提出ください。 <input type="checkbox"/> ⑧ 所属先のトレードライセンスコピー <ul style="list-style-type: none"> 申請時に3ヶ月以上有効なものが必要です。 <input type="checkbox"/> ⑨ 所属先の銀行ステートメント(直近の過去3ヶ月分,) <ul style="list-style-type: none"> 日本側が身元保証を行う場合(⑬と⑭の書類を提出する場合は, 提出を省略することが可能です。
	日本側(招へい機関等)が準備するもの
	<input type="checkbox"/> ⑩ 招へい理由書(原本) <u>(英語)</u> <u>(日本語)</u> <ul style="list-style-type: none"> 氏名の後には代表者印, 役職印もしくは社印のいずれか1つを押印してください(私印は不可)。押印が困難な場合は, 所属機関の然るべき役職の方が署名をしてください。 入国目的について, 本邦においてどのような活動を行おうとしているのかを詳細に記入してください。 申請人の氏名はアルファベットで記入してください。 <input type="checkbox"/> ⑪ (2名以上の申請人が同時にビザ申請を行う場合のみ)申請人名簿 <u>(英語)</u> <u>(日本語)</u> <input type="checkbox"/> ⑫ 滞在予定表 <u>(英語)</u> <u>(日本語)</u> <u>(記入例)</u> <ul style="list-style-type: none"> 滞在日程は行動予定, 宿泊先(含む連絡先)が明記されているもので, 一日毎にご記入ください。
日本側(招へい機関等)が申請人の渡航費用を負担する場合に準備するもの	
<input type="checkbox"/> ⑬ 身元保証書(原本) <u>(英語)</u> <u>(日本語)</u> <ul style="list-style-type: none"> 身元保証項目は, 一項目でも欠落(印漏れ等)していると書類不備となりますのでご注意ください。 <input type="checkbox"/> ⑭ 法人登記簿謄本又は会社/団体概要説明書(原本) 団体概要説明書ひな形(法人未登記機関の場合) <u>(英語)</u> <u>(日本語)</u> <ul style="list-style-type: none"> 上場企業は会社四季報コピーを提出することで, 法人登記簿謄本又は会社/団体概要説明書は不要です。 大学教授や個人による招へいの場合は, 「在職証明書(原本)」をご提出ください。 	
追加書類(中古車(建機・重機を含む), 中古家電, 中古船舶関連の方)	
<input type="checkbox"/> 上記⑨, ⑬及び⑭の書類 <input type="checkbox"/> ⑮ 納税証明書(様式その2):居住地を管轄する税務署長が発行したものの原本 <input type="checkbox"/> ⑯ 招へい人または身元保証人が外国人の場合 <ul style="list-style-type: none"> 住民票(原本, 世帯全員分の続柄記載があるもので, 且つ記載事項(マイナンバー(個人番号), 住民票コードを除く)に省略がないもの。), 有効な在留カード裏表のコピー及びパスポートコピー(身分事項のページ) 	

(注意) ※ 発行日が記載されている書類は, 発行日後3ヶ月以内のもの、有効期限がある書類は, 有効期限内のものを提出してください。

※ 上記書類以外に追加書類の提出をお願いする場合があります。

**「短期滞在」ビザ申請のための提出基本書類一覧表
「親族・知人訪問」**

目 渡 航	配偶者、親族、姻族3親等内の訪問、知人・友人訪問 ※UAE国籍や中国国籍以外の方の基本書類です
提 出 書 類	<p>ビザ申請人が準備するもの</p> <p><input type="checkbox"/> ① パスポート(原本、査証欄の余白が2頁以上あるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> ② パスポートコピー</p> <p><input type="checkbox"/> ③ UAEレジデンスビザコピー((GCC諸国籍の方はエミレーツIDコピー)</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 査証申請書1枚(ロシア、CIS諸国、ジョージア人の方は2枚) (英語(QRコード付き)) (英語(手書き用)) (記入例)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 写真1枚(ロシア、CIS諸国、ジョージア人の方は2枚)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月以内に撮影された無背景のものがが必要です。写真はホッチキスで留めずにのり付けしてください。 <p><input type="checkbox"/> ⑥ 航空券の予約確認書コピー(eチケット)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 申請人の在職証明書(原本)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社の印、責任(担当)者の署名(署名者の氏名・役職含む)を記載して下さい。 役職、給与額の記載が必要です。特に指定のフォーマットはありません。 フリーゾーンに会社を持つINVESTORまたはPARTNER(OWNER)は、フリーゾーンからの在職(給与)証明書を提出してください。 <p><input type="checkbox"/> ⑧ 申請人本人の銀行ステートメント(直近の過去3ヶ月分)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ 親族(知人・友人)関係を証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 親族訪問の場合・・出生証明書、婚姻証明書、戸籍謄本等 知人・友人訪問の場合・・写真、手紙、e-mail、国際電話通話明細書等
提 出 書 類	<p>日本側(招へい機関等)が準備するもの</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ 招へい理由書(原本) (英語) (日本語)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入国目的について、本邦においてどのような活動を行おうとしているのかを詳細に記入してください。 申請人の氏名はアルファベットで記入してください。 <p><input type="checkbox"/> ⑪ (2名以上の申請人が同時にビザ申請を行う場合のみ)申請人名簿 (英語) (日本語)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫ 滞在予定表 (英語) (日本語) (記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞在日程は行動予定、宿泊先(含む連絡先)が明記されているもので、一日毎にご記入ください。
提 出 書 類	<p>日本側(招へい機関等)が申請人の渡航費用を負担する場合に準備するもの</p> <p><input type="checkbox"/> ⑬ 身元保証書(原本) (英語) (日本語)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身元保証項目は、一項目でも欠落(印漏れ等)していると書類不備となりますのでご注意ください。 <p><input type="checkbox"/> ⑭ 身元保証による申請人の渡航支弁能力の証明に係わる次の3種類の書類のいずれか1点以上。なお、源泉徴収票は不可</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近(前年、未発行の場合は前々年)の総所得が確認できる次の書類のいずれか1点 課税(所得)証明書(原本)(居住地の市区町村長が発行したもの)(原本) 納税証明書(様式その2)(原本)(居住地を管轄する税務署長が発行したもの) 確定申告書控のコピー(税務署受理印のあるもの。E-Taxの場合は「受理通知(〇年申告書等送付票(兼送付書)」及び「確定申告書」を印刷したもの。) 預金残高証明書(原本) <p><input type="checkbox"/> ⑮ (招へい人または身元保証人が日本人の場合)住民票(原本)</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員分で続柄記載があるもの((マイナンバー(個人番号)の記載は不要です)。 <p><input type="checkbox"/> (招へい人または身元保証人が外国人の場合)住民票(原本)、有効な在留カード裏表のコピー及びパスポートコピー(身分事項及び出入国・在留許可関係のページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票(原本)については、世帯全員分の続柄記載があるもので、且つ記載事項(マイナンバー(個人番号)、住民票コードを除く)に省略がないもの。

(注意) ※ 発行日が記載されている書類は、発行日後3ヶ月以内のもの、有効期限がある書類は、有効期限内のものを提出してください。

※ 上記書類以外に追加書類の提出をお願いする場合があります。

**「短期滞在」ビザ申請のための提出基本書類一覧表
「観光」**

渡航目的	<p>観光 ※UAE国籍や中国国籍以外の方の基本書類です ※「親族・知人訪問」や「短期商用等」に該当する申請者は、「観光」での申請はできません</p>
提出書類	<p>ビザ申請人が準備するもの</p> <p><input type="checkbox"/> ① パスポート(原本, 査証欄の余白が2頁以上あるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> ② パスポートコピー</p> <p><input type="checkbox"/> ③ UAEレジデンスビザコピー((GCC諸国籍の方はエミレーツIDコピー)</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 査証申請書1枚(ロシア, CIS諸国, ジョージア人の方は2枚) (英語(QRコード付き)) (英語(手書き用)) (記入例)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 写真1枚(ロシア, CIS諸国, ジョージア人の方は2枚) <ul style="list-style-type: none"> • 6ヶ月以内に撮影された無背景のものがが必要です。写真はホッチキスで留めずにのり付けしてください。 </p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 航空券の予約確認書コピー(eチケット)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 申請人の在職証明書(原本) <ul style="list-style-type: none"> • 会社の印, 責任(担当)者の署名(署名者の氏名・役職含む)を記載して下さい。 • 役職, 給与額の記載が必要です。特に指定のフォーマットはありません。 • フリーゾーンに会社を持つINVESTORまたはPARTNER(OWNER)は, フリーゾーンからの在職(給与)証明書を提出してください。 </p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 申請人本人の銀行ステートメント(直近の過去3ヶ月分)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ 滞在予定表又は日程表(旅程がのったチラシ・パンフレットでも可能) (英語) (日本語) (記入例) <ul style="list-style-type: none"> • 滞在日程は行動予定, 宿泊先(含む連絡先)が明記されているもので, 一日毎にご記入ください。 </p>

(注意) ※ 発行日が記載されている書類は、発行日後3ヶ月以内のもの、有効期限がある書類は、有効期限内のものを提出してください。
 ※ 上記書類以外に追加書類の提出をお願いする場合があります。

**フィリピン、ベトナム、インドネシア国籍の方の
「短期滞在(日本において報酬を得ない活動)」数次査証申請のための提出書類一覧表**

共通資料	① パスポート(ICA0標準のMRP又はIC一般旅券に限る、査証欄の余白が2頁以上あるもの) ② パスポート及びUAEレジデンスビザコピー ③ 査証申請書 :1通 (英語(QRコード付き) (英語(手書き用)) (記入例) ④ 写真(6ヶ月以内に撮影した無背景のもの) :1葉(写真はホッチキスで留めずのにり付けてください)
-------------	---

渡航目的	※上記共通資料に加えて、渡航目的等に合わせて以下の書類も提出してください。特に指定のないものは全て原本が必要です。 ※以下の4項目に該当しない方は、一次査証を申請してください。一次査証の必要書類は別頁を必ずご確認ください。
-------------	--

フィリピン・ベトナム・インドネシア国籍の方	<p>1. 過去3年間に我が国への「短期滞在」での渡航歴のある方 (滞在期間:最長30日)</p> ① 申請人の在職証明書 ※在職証明書には、給与(月収又は年収を示すもの)、在職期間、役職を明記すること。フリーゾーンに会社を持つINVESTORまたはPARTNER(OWNER)は、フリーゾーンからの給与証明書の提出が必要。 ② 過去3年以内の日本への短期滞在ビザ及び出入国印が確認できる現有旅券または旧旅券 ③ 数次の渡航目的を説明する資料 ④ 下記のいずれか1点の書類 ● 申請人の給与口座ステートメント(直近の過去3ヶ月分) ● 過去3年以内のG7(日本を除く)への短期滞在ビザ及び出入国印(複数回分が必要)が確認できる現有旅券または旧旅券及びそのコピー
観光・親族知人訪問・商用目的	<p>2. 十分な経済力を有する方及びその配偶者／子 (滞在期間:最長30日)</p> ① 申請人の在職証明書 ※在職証明書には、給与(月収又は年収を示すもの)、在職期間、役職を明記すること。フリーゾーンに会社を持つINVESTORまたはPARTNER(OWNER)は、フリーゾーンからの給与証明書の提出が必要。 ② 数次の渡航目的を説明する資料 ③ 申請人の給与口座ステートメント(直近の過去3ヶ月分)及び株の配当金証明書、年金証書、退職金証明書、遺産相続証明書、賃貸借契約書、土地登記書、不動産権利書等 ④ (配偶者／子の場合) (1) 本体者との婚姻又は親子関係が確認できる書類 ※旅券の家族関係記載欄、婚姻証明書、出生証明書等 (2) (配偶者／子のみで申請する場合)本体者の旅券及び十分な経済力を有することの証明書類(上記③)及び本体者の旅券コピー
商用目的のうち一定の要件を満たさず方	<p>3. 商用目的で、次のいずれかに該当する方及びその配偶者／子 (滞在期間:最長90日) ※本数次ビザは商用目的用ですが、2回目以降の訪日は観光や親族・知人訪問目的で使用できます。</p> (1) 国営企業の常勤者 (2) 株式市場上場企業(第三国・地域を含む)の常勤者 (3) 大使館／総領事館がある都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する日系企業(駐在員事務所を含む)の常勤者 (4) 株式上場企業(日本及び第三国・地域を含む)が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 (5) 日本の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 (6) 過去3年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去3年間にG7(日本を除く)へ短期滞在で2回以上の渡航歴がある、現在職を有する者 (7) 過去3年間に日本へ商用目的での3回以上の渡航歴がある、現在職を有する者
フィリピン・ベトナム国籍の方	① 申請人の在職証明書 ※在職証明書には、給与(月収又は年収を示すもの)、在職期間、役職を明記すること。フリーゾーンに会社を持つINVESTORまたはPARTNER(OWNER)は、フリーゾーンからの給与証明書の提出が必要。 ② 申請人が上記3.(1)～(7)のいずれかに該当することを証する資料 ※上記(6)または(7)に該当する場合には、過去3年以内の日本への短期滞在ビザ及び出入国印が確認できる現有旅券または旧旅券 ③ 数次の渡航目的を説明する資料 ④ (配偶者／子の場合)本体者との婚姻又は親子関係が確認できる書類 ※配偶者／子のみでは申請できません。 本体者が既に本件数次査証を所持している場合で、家族が別申請する場合は、本体者の数次査証の写しを併せて提出してください。
フィリピン・ベトナム国籍の方	<p>4. 文化人・知識人の方で、次のいずれかに該当する方及びその配偶者／子 (滞在期間:最長90日) ※本数次ビザは商用目的用ですが、2回目以降の訪日は観光や親族・知人訪問目的で使用できます。</p> (1) 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家、又は人文科学、自然科学(理学、工学、医学等)の研究者 (2) 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 (3) 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 (4) 大学の講師以上の職にある者(常勤者に限る) (5) 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 (6) 国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員
フィリピン・ベトナム国籍の方	① 申請人が上記4.(1)～(6)のいずれかに該当することを証する資料 ② 数次の渡航目的を説明する資料 ③ (配偶者／子の場合)本体者との婚姻又は親子関係が確認できる書類 ※配偶者／子のみでは申請できません。 本体者が既に本件数次査証を所持している場合で、家族が別申請する場合は、本体者の数次査証の写しも併せて提出してください。

(注意) ※発行日が記載されている書類は、発行日後3ヶ月以内のもの、有効期限がある書類は、有効期限内のものを提出してください。

※上記書類以外に追加書類の提出をお願いする場合があります。

※審査の結果、数次査証ではなく一次査証となる場合があります。

2019年1月 在ドバイ日本国総領事館